

# 電力供給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 ごみ処理場ほか4施設で使用する電力の供給  
(1年間予定使用電力量 約6,025,480kWh)
- (2) 履行場所 別紙1のとおり
- (3) 業種（用途） ごみ処理場及び消防署

## 2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
- ア 契約電力 別紙2のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 別紙2のとおり  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定にあたっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「年間電力量」により1年間の金額を算定すること。
- ウ 最大需要電力実績 別紙3のとおり
- エ 使用電力量実績 別紙3のとおり
- (3) 供給期間  
令和4年8月1日（月）0時から令和5年7月31日（月）24時まで（1年間）
- (4) 供給地点  
対象建物の燕・弥彦総合事務組合所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、供給時の一般送配電事業者等の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

## 3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、協議による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測

力率により調整可能とすることを留意すること。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
- エ 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- オ 電気料金は、施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨てて、別紙1で示した請求区分で請求書を作成し所管課に提出するものとする。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知するものとし、全施設の検針結果については取りまとめの上、燕・弥彦総合事務組合に提出するものとする。提出形式、方法、時期については燕・弥彦総合事務組合の指定によるものとする。
- (5) 料金の支払いについて、燕・弥彦総合事務組合の指定する施設については口座振替で行うこととし、かかる手数料については電力供給者の負担とする。指定のない施設については、燕・弥彦総合事務組合と電力供給者で協議の上決定する。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者等と調整すること。
- (7) 施設ごとの使用電力量等について、燕・弥彦総合事務組合の指定する様式（別紙4のとおり）による電子データにて、8月分から12月分を1月末日までに、1月分から7月分を8月末日までに、報告するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。